

**「(仮称)長野広域連合B焼却施設」整備及び運営事業
実施方針に対する意見・質問の回答**

No.	質問事項	実施方針中の対応頁及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
1	事業期間	2	1	1	9	(1)		工事請負契約締結から平成33年3月末までの工期となっておりますが、昨今の建設事情を踏まえると非常に厳しい工事工程です。工場棟を平成33年3月末までに完成（姿完成）させ、それ以降にごみを受入れ、試運転を行いながら、エネルギー活用施設を竣工させる事業者の提案をお認め頂きたくご検討の程お願い申し上げます。	本施設の部分引渡しは、平成33年3月末までとし、平成33年4月以降にエネルギー活用施設及び外構等の工事を行う事も可とします。ただし、平成33年9月末には全ての工事を完了させることとします。
2	本施設の運営期間	2	1	1	9	(2)		供用開始から20年間との記載がありますが、下段(12) 供用開始とは『本施設の部分引渡し日の翌日』との記載がありますが、前項の事業者の工期に関する提案によって供用開始（20年間）時期が異なる事も可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	選定の考え方	3	1	2	1			『費用の総額について価格評価を実施』とありますが、非価格要素の提案内容に影響を及ぼすため、予定価格の公表は募集要項の公表前に前倒しいただけますよう ご検討の程お願い申し上げます。	本事業の上限額は、平成29年7月に公表予定の公募説明書の中で示します。
4	応募者の参加資格要件	8	2	2	2	(2)	1)	本施設等の設計・施工を行う企業について、「工事に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている者」とありますが、登録工種に指定があればご教示ください。	指定はありません。
5	応募者の参加資格要件	8	2	2	2	(2)	8)	本施設工事に関し、監理技術者を専任配置することになっていますが、配置開始は契約締結後で宜しいでしょうか。	本件工事の着工後に専任であることを求める予定です。詳細は、資格審査結果に合わせて送付する契約書（案）に示します。
6	応募者の参加資格要件	9	2	2	2	(3)	1)	「物品に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている者」とありますが、営業品目や等級格付に条件があればご教示願います。	営業品目については、本事業に関連する品目とします。等級格付に条件はありません。
7	応募者の参加資格要件	9	2	2	2	(3)	(4)	本施設の運営を行う企業、本施設の維持管理を行う企業の資格要件が示されておりますが、より効率的な施設運営を行うため、各々の資格を満たす「運営を行う企業」と「維持管理を行う企業」が共同企業体を組成することは可能であると理解してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	特別目的会社の設立	12	2	5	1			SPC事務所は、設計・建設期間中は連合管内の事業予定地外とし、運営開始後は本施設内に設置することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
9	特別目的会社の設立について	12	2	5	1			施設運営に係るその他費用の算出に当たり「特別目的会社を連合管内に設立」とありますが、溶融施設内に無償で設立することは可能でしょうか、ご教示願います。	No. 8を参照ください。
10	特別目的会社の設立	12	2	5	1			SPCは、『連合管内に設立する』との記載がありますが、竣工後は同施設内への変更も可能との理解で宜しいでしょうか。	No. 8を参照ください。
11	特別目的会社の設立について	12	2	5	1			施設運営に係るその他費用の算出に当たり、特別目的会社の勤務体制は人員配置の必要がありますか、ご教示願います。	特別目的会社から構成企業等への一括再委託は禁止し、特別目的会社は実態を有する組織とすることを求めます。については、必要な人員を配置してください。
12	提出書類の取扱い・著作権	13	2	6				提出書類を公表される場合は、事前に開示範囲について応募者へご相談をお願い致します。	公開に当たっては、事前に応募者との協議を行うものとします。
13	運営業務の監視	15	3	3	4			「改善要求に対して改善が見られない場合は、運営費の減額等の措置を講じる」とありますが、減額措置に至るまでのルールと減額金額（または比率）をご教示ください。	募集要項の公表時に、基本的な考え方を示します。詳細（運営費に対する減額等比率）は、資格審査結果に合わせて送付する契約書（案）に示します。
14	都市計画等に関する事項	16	4	1	3			事業者の提案による現地着工する時期には都市計画決定がなされているとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	契約形態（副生成物）	21	別紙 2					副生成物処理/運搬業務に関して、連合様、副生成物処理/運搬事業者、特別目的会社で三者契約を結ぶことになっていますが、事業者が有効利用する副生成物は対象外と考えて宜しいでしょうか。また、三者契約とした場合の特別目的会社の業務範囲についてご教示願います。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、副生成物処理/運搬事業者との調整や契約に基づく業務委託費の支払等を想定しています。詳細は、資格審査結果に合わせて送付する契約書（案）に示します。

**「(仮称)長野広域連合B焼却施設」整備及び運営事業
実施方針に対する意見・質問の回答**

No.	質問事項	実施方針中の対応頁及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
16	事業に係るリスク分担 (全期間、物価変動)	22	別紙 3					インフレ/デフレ(物価変動)に係る費用増減リスクの一定範囲について具体的な数値等でご教示ください。	募集要項の公表時に、基本的な考え方(具体的な数値案を含む)を示します。
17	事業に係るリスク分担 (物価変動)について	22	別紙 3					一定の範囲内の物価変動による費用増減リスクが民間事業者の分担となっていますが、一定範囲の設定値によっては民間事業者の負担から脱しないケースがありますので、一定の範囲を設定せず連合様の負担にならないでしょうか。ご教示願います。	リスク分担は、実施方針に示したとおりとします。なお、一定範囲については、No. 16を参照ください。
18	物価変動に係るリスク について	22	別紙 3					物価変動に係るリスクについて、一定の範囲内で連合と民間のリスクが別れますが、この一定の範囲について想定があれば御教示下さい。	No. 16を参照ください。
19	副生成物のリスク分担	24	別紙 3					外部資源化および有効利用に関して、提案時点では予見できない資源化先の経営方針変更や災害等で資源化が困難になった場合は不可抗力として取り扱って頂きたいお願い致します。	原則として運営事業者が負担するリスクとします。 詳細は、資格審査結果に合わせて送付する契約書(案)に示します。
20	事業に係るリスク分担 (ごみ量・ごみ質)について	24	別紙 3					一定範囲以内のごみ量・ごみ質の変動によるリスクが民間事業者の負担となっていますが、要求水準書で示されるごみ量・ごみ質の範囲を脱した場合のリスクについては、連合様の負担とにならないでしょうか。ご教示願います。	リスク分担は、実施方針に示したとおりとします。 一定範囲は、募集要項の公表時に示します。
21	事業に係るリスク分担 (運営段階、ごみ量・ ごみ質)	24	別紙 3					ごみ量・ごみ質のコスト変動リスクの一定範囲について具体的に数値等でご教示ください。	募集要項の公表時に示します。
22	事業に係るリスク分担 (施設破損)について	25	別紙 3					施設破損のリスクが民間事業者の負担となっていますが、民間の責めに帰す場合のみとの解釈でよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。 詳細は、資格審査結果に合わせて送付する契約書(案)に示します。
23	事業に係るリスク分担 (運営段階、施設破 損)	25	別紙 3					事故・火災等による修復等に係るコスト増大リスクが民間とありますが、民間の責めに帰すべき場合のみと理解して宜しいでしょうか。	No. 22を参照ください。
24	事業に係るリスク分担 (利用者)について	25	別紙 3					直接搬入を行う住民や見学者など本施設の利用者の事故に対するリスクが民間事業者の負担となっていますが、民間の責めに帰す場合のみとの解釈でよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。 詳細は、資格審査結果に合わせて送付する契約書(案)に示します。
25	事業に係るリスク分担 (運営段階、利用者)	25	別紙 3					本施設の利用者の事故に対するコスト増大リスクが民間とありますが、民間の責めに帰すべき場合のみと理解して宜しいでしょうか。	No. 24を参照ください。